

## ○浜田市三隅デイサービスセンター条例

平成17年10月 1日

条例第280号

(目的及び設置)

**第1条** 高齢者の在宅福祉の向上を図るため、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第15条第2項の規定に基づき、浜田市三隅デイサービスセンター（以下「デイサービスセンター」という。）を浜田市三隅町向野田1880番地3に設置する。

(事業)

**第2条** デイサービスセンターで実施する事業は、次に掲げる事業とする。

(1) 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第7項に規定する通所介護及び法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業

(2) その他市長が必要と認める事業

(利用定員)

**第3条** デイサービスセンターの1日当たりの利用定員は、島根県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年島根県条例第64号）により算定される人数の範囲内とする。

(管理)

**第4条** デイサービスセンターの管理は、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。

(指定管理者が行う業務)

**第5条** 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) デイサービスセンターの施設、設備又は器具（以下「施設等」という。）の利用の許可に関する業務

(2) デイサービスセンターの維持管理に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、デイサービスセンターの運営に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

(4) その他市長が認める業務

**第6条** 削除

(利用時間)

**第7条** デイサービスセンターの利用時間は、午前8時30分から午後5時までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(休業日)

**第8条** デイサービスセンターの休業日は、次に掲げるとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときはこれを変更することができる。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日まで

(利用対象者)

**第9条** デイサービスセンターを利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 法第7条第3項に規定する要介護者又は法第115条の45第1項第1号に規定する居宅要支援被保険者等

(2) その他市長が特に必要と認める者

(利用許可)

**第10条** デイサービスセンターを利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

2 法第41条第1項に規定する要介護被保険者及び法第115条の45第1項第1号に規定する居宅要支援被保険者等は、前項の許可を受けたものとみなす。

(利用の制限)

**第11条** 指定管理者は、前条第1項の許可を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。

(1) 疾病又は負傷のため入院加療が必要なとき。

(2) 他の利用者に著しい迷惑を及ぼすおそれがあるとき。

(3) 感染症の患者であるとき。

(4) その他デイサービスセンターの管理運営上支障があると認められるとき。

(利用料金)

**第12条** デイサービスセンターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、法第41条第4項の規定により厚生労働大臣が定める基準額以内の額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

2 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として收受させるものとする。

(損害賠償の義務)

**第13条** 利用者は、施設等を汚損し、損傷し、滅失し、又は紛失したときは、直ちにその旨を指定管理者に届出をし、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

**第14条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の浜田市三隅デイサービスセンター条例（以下「新条例」という。）第4条の規定による指定管理者の指定及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。

(経過措置)

3 施行日の前日までに、この条例による改正前の浜田市三隅デイサービスセン

同一条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、新条例の相当規定によりなされたものとみなす。

**附 則**（平成18年9月29日条例第47号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成23年3月25日条例第15号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

**附 則**（平成25年3月8日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成28年7月6日条例第28号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成29年3月29日条例第10号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

# ○浜田市三隅デイサービスセンター条例施行規則

平成17年10月 1 日

規則第220号

(趣旨)

**第 1 条** この規則は、浜田市三隅デイサービスセンター条例（平成17年浜田市条例第280号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用許可の申請)

**第 2 条** 条例第10条第 1 項の規定により浜田市三隅デイサービスセンターの利用の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、浜田市三隅デイサービスセンター利用許可申請書（様式第 1 号）を指定管理者に提出しなければならない。

(利用許可)

**第 3 条** 指定管理者は、前条の規定により利用の許可をしたときは、浜田市三隅デイサービスセンター利用許可書（様式第 2 号）を申請者に交付するものとする。

(損傷等の届出)

**第 4 条** 条例第13条に規定する届出は、浜田市三隅デイサービスセンター損傷紛失届（様式第 3 号）によるものとする。

(利用に係る事故の責任)

**第 5 条** 施設等の利用に係る事故については、利用者がその責めを負うものとする。

(その他)

**第 6 条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

**附 則**

この規則は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

**様式第 1 号**（第 2 条関係）

様式第1号(第2条関係)

受 付 番 号		受 付 日	年	月	日
浜田市三隅デイサービスセンター利用許可申請書 年 月 日 指定管理者 様 申請者 住 所 代表者氏名 (電話番号 ) 次のとおり利用したいので、申請します。					
利 用 開 始 日 時	年	月	日	時	分～
被 保 険 者 番 号			要 介 護 状 態 等		
利 用 者 住 所					
利 用 者 氏 名					
緊 急 時 連 絡 先	(電話番号)				
備 考					

様式第2号(第3条関係)

許可番号 第      号 <div style="text-align: right;">年    月    日</div> 浜田市三隅デイサービスセンター利用許可書 様 <div style="text-align: right;">指定管理者                      印</div> <p>次のとおり利用を許可します。</p>			
利用開始日時	年    月    日    時    分～		
被保険者番号		要介護状態等	
利用者住所			
利用者氏名			
緊急時連絡先	(電話番号)		
備考			

様式第3号(第4条関係)

浜田市三隅デイサービスセンター損傷紛失届

年 月 日

指定管理者 様

住 所  
氏 名

印

下記のとおり三隅デイサービスセンターの設備、備品等を損傷、紛失等しましたので、届け出ます。

記

- 1 損傷紛失等の日時 年 月 日 時
- 2 損傷紛失等の名称及び数量
- 3 損傷紛失等の状況

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----